

物 件 調 書

物件番号	60
------	----

所 在 地	北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目11番、12番					
住 居 表 示	同 所					
現 況 地 目	宅地	436.69 m ²			工作物	—
及び面積等					立木竹	—
登 記 簿	地番	11番	12番			
	地目	宅地	宅地			
	数量	218.39m ²	218.30m ²			
記載事項	地番					
	地目					
	数量					
接面道路	南東側 舗装町道 幅員約 12.7 m (法第42条第1項第1号道路)					
の 状 況						
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内（非線引）				
		用途地域	商業地域			
		地域・地区				
		建ぺい率	80%			
		容 積 率	400%			
		高度制限	指定なし			
		防火指定	準防火地域			
	その他	・景観法 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・都市再生特別措置法				
		*別葉「補足説明事項」参照				
私道の負担等	私道負担	無	負担の内容			
に関する事項	道路後退	無	負担の内容			
供 給 処 理	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況	施 設 整 備 の 特別負担の有無	
	電 気	接面道路配線	有	—	—	
	公営水道	接面道路配管	有			
	公共下水道	接面道路配管	有			
	都市ガス	接面道路配管	無			
交通機関	鉄道等	J R 石北本線 美幌駅の 南方 約1.6km 徒歩20分				
公共施設	美幌町役場		美幌町立美幌小学校	美幌町立北中学校		
参 考 事 項	・当該物件の南東側に接面する町道『第101号道路』は、計画幅員16.0mの都市計画道路『東2条通』に決定されていますが、令和8年度に廃止予定です。建築物の建築制限等については、美幌町に照会願います。 ・当該物件は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、宅地造成等に関する工事を行う場合には、事前に北海道知事の許可が必要になる場合があります。詳細については、北海道ホームページ（盛土規制法トップページ）で確認願います。 ・当該物件は、美幌町立地適正化計画で定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域にあります。 ・当該物件の北東側隣接地から樹木の枝、コンクリート土留、縁石及び鉄製フェンスの基礎が越境しています。 ・当該物件の南西側隣接地からコンクリートたたき及びマンホールが越境しています。 ・当該物件の接面道路には、歩道の切り下げが一部しかないため、現状において車両の進入は一部からしかできません。 ・当該物件の南西側の境界標が無標のため、逃げ杭（30cm）が設置されています。設置箇所については、概要図で確認してください。 ・当該物件の北東側上空を架線が通過しています。 ・売買契約書に、「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されます。					

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

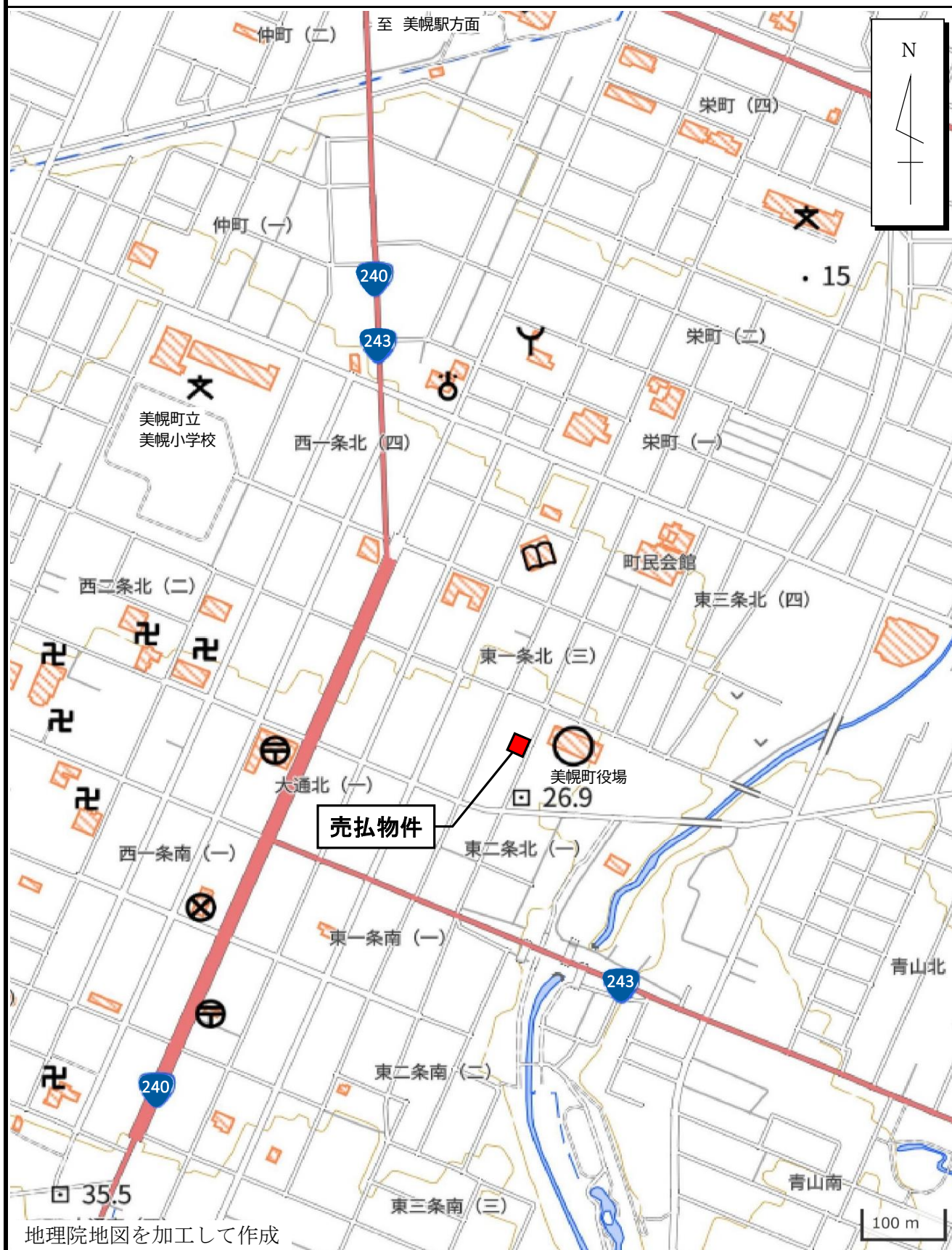
所在地

網走郡美幌町字東2条北2丁目11番、12番

物件番号

60

案内図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

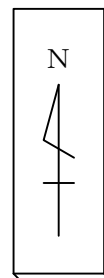
所在地

網走郡美幌町字東2条北2丁目11番、12番

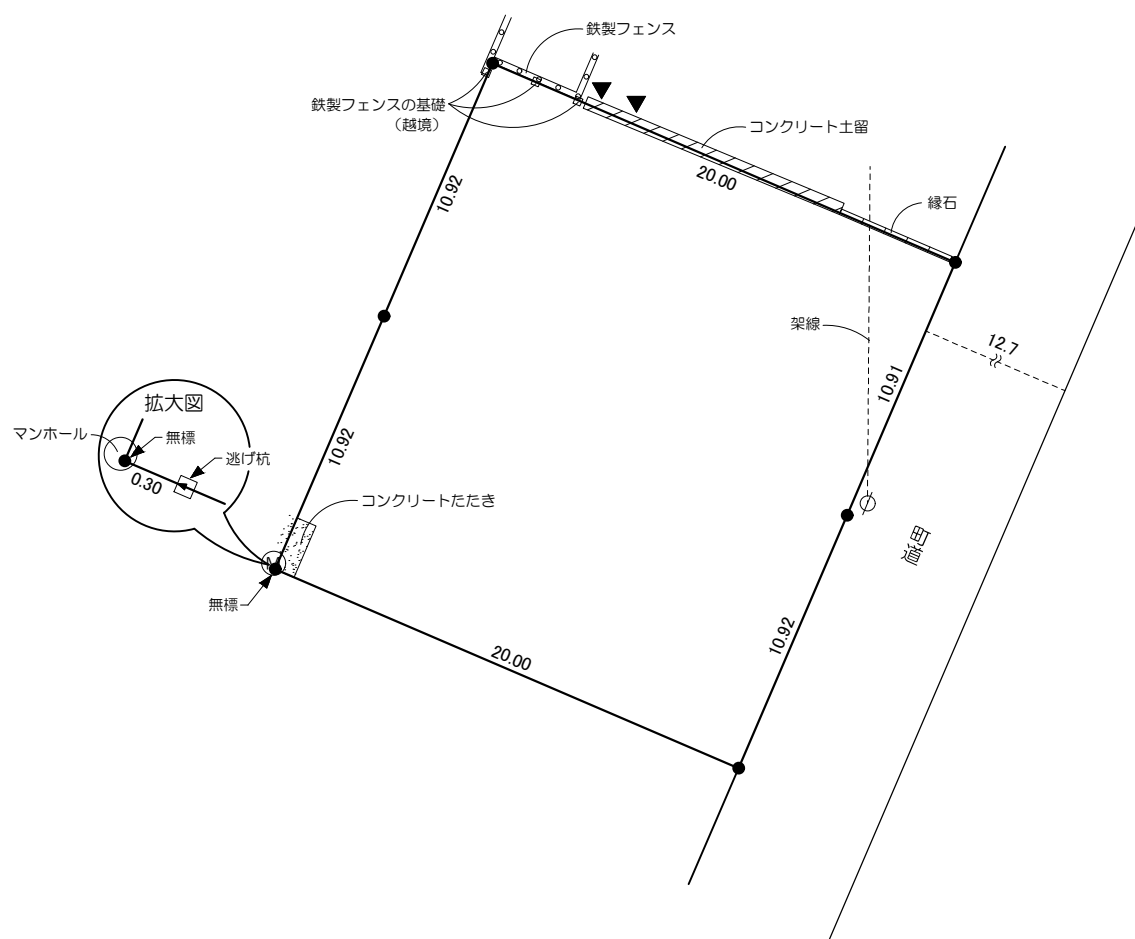
物件番号

60

概要図



- ▼ 樹木
- ⊕ 電柱
- Ⓜ マンホール



単位：メートル

※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	60
所 在 地	網走郡美幌町字東2条北2丁目11番、12番

